

第8章 今後の進め方

1. 具体的な取組み

区の目指す図書館像及び基本方針の実現に向け、第7章で掲載した具体的な取組みについて、順次実施していきます。なお、各取組みについては行政計画のほか個別計画にも反映し、進捗管理を行っていきます。

2. 運営体制

公立図書館の管理運営方式については、大きく分けて「直営」「一部業務委託」「指定管理者制度」の3種の方式があります。区では、窓口業務などを民間業者に委託する「一部業務委託」方式により図書館運営を行っています。

公立図書館における指定管理者制度の導入状況については、総務省で全国の市区町村に実施した調査(*12)によると、平成29年度で17.4%となっており、特別養護老人ホーム(74.7%)・プール(48.5%)・競技場(46.7%)などと比較しても低い状況となっています。

また、23区における導入状況については、平成29年度末現在で15区が「指定管理者制度」を導入しており、全館に導入している区が3区、中心となる図書館を除く一部または全部の館に導入している区が12区となっています。

指定管理者制度を導入している自治体においては、開館日・開館時間の延長やイベントの充実を導入理由としているものの、中心となる図書館は適切な蔵書管理や行政との連携のため、直営または一部業務委託としている事例も多く見られます。

充実した図書館サービスの提供には蔵書の選定・管理は重要であり、これまでも台東区立図書館では、区が主体となって、資料収集方針などにに基づき選書や蔵書管理を行ってきたほか、池波正太郎記念文庫や郷土・資料調査室の貴重資料を収集・保存・活用してきました。

区としては、今後も選書・蔵書管理や貴重資料の収集・保存・活用を着実に推進するため、中央図書館を引き続き「一部業務委託」により運営していきます。また、分館や分室などについては、利用状況やニーズを踏まえ、適切な運営方法を検討していきます。

3. 台東区立図書館の整備

ICTの普及やライフスタイルの変化などに伴い、図書館に求められる機能は今後とも変化していくと考えられます。

台東区立図書館については、人口動向や利用動向などの変化に対応するよう、サービス提供に必要な機能や規模を検証し、必要に応じて適切な整備手法などを検討していきます。